

# 一般社団法人 日本大動脈弁再建術学会

## <会則細則>

第1条 会員年会費は毎年4月末までに支払うこと。但し、年度内入会する者については入会時に支払うものとする。

第2条 当学会会員の年会費は下記とする。

### 年会費

施設会員            10,000 円 / 1施設あたり

賛助会員            50,000 円 / 1企業あたり

名誉会員            事務局負担 / 1名誉会員あたり

第3条 当学会会員年会費の変更等の特別の事由が生じた場合は、理事会の決議を得て変更することができる。

第4条 この細則を改正する場合には、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

附則)

本細則は、一般社団法人日本大動脈弁再建術学会定款施行日より施行する。